

盛土規制法（宅地造成及び特定盛土規制法）について

令和7年7月1日に埼玉県全域が規制区域に指定され、盛土規制法に基づく規制が開始されます。

埼玉県内全域が「宅地造成等工事規制区域」（通称：宅造区域）もしくは「特定盛土等規制区域」（通称：特盛区域）のどちらかの規制区域に指定され、志木市は、市内全域が「宅地造成等工事規制区域」となります。

盛土規制法の許可対象となる盛土等の規模について

区域指定後に規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ埼玉県知事の許可を受ける必要があります。

なお、盛土規制法に関する相談、申請は埼玉県（西部環境管理事務所）に行ってください。

土地の形質の変更（盛土・切土）〈宅地を造成するための盛土・切土等〉

①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①②を除く）	④盛土で高さが2m超となるもの（①③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

一時的な土石の堆積〈土石のストックヤードにおける仮置き等〉

⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの

⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの（⑥を除く）

盛土規制法の許可対象の判断について

盛土規制法の許可対象となるかの判断については、以下のホームページに掲載している盛土規制法要否判定チェックシートをもとに判断してください。

なお、『志木市の宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱』に該当する場合は、宅地開発等中高層建築物事前協議申請時に盛土規制法要否判定チェックシートを記入し、添付してください。

都市計画法の開発許可を受けた工事の取扱い（盛土規制法のみなし許可）について

区域指定後に開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます（みなし許可）。

開発許可申請時にみなし許可要否判定チェックシートを記入し、添付してください。

みなし許可を受けた工事については、盛土規制法に基づく許可や完了検査は不要になりますが、盛土規制法に基づく標識の掲出が必要となるほか、定期報告や中間検査が必要となる場合があります。

盛土規制法に関する定期報告や中間検査は、埼玉県（都市計画課）が行います。

開発許可を受けた際、工事内容が盛土規制法の許可対象規模でない場合はみなし許可に該当しません。工事内容を許可対象規模に変更する場合は、盛土規制法に基づく許可を別に受ける必要があります。

詳しくは埼玉県や志木市のホームページをご確認ください。

埼玉県：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/kouhukin/kouhukin.html>

志木市：<https://www.city.shiki.lg.jp/soshiki/30/28366.html>



埼玉県



志木市